**○国土交通省告示第千百四十八号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

押谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県吉田郡永平寺町京善

四五字押谷　六番一及び六番二

七番

八番一及び八番二

九番

一〇番一及び一〇番二

一一番一及び一一番二

一二番から一六番まで

一七番一及び一七番二

一八番及び一九番

二〇番一及び二〇番二

二一番から二四番まで

二五番一及び二五番二

二六番及び二七番

二八番一及び二八番二

二九番一及び二九番二

三〇番一及び三〇番二

三一番一及び三一番二

三二番

三三番一及び三三番二

三四番一及び三四番二

三五番一及び三五番二

三六番及び三七番

三八番一及び三八番二

三九番一及び三九番二

四〇番から四二番まで

四三番一及び四三番二

四四番一及び四四番二

四五番一及び四五番二

四六番

四七番一及び四七番二

四八番一及び四八番二

四九番

五〇番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県吉田郡永平寺町市野々

三字押谷口　七番地先河川敷　一号及び二十二号

二番　十二号から十四号まで

四番　十五号から十八号まで

六番　十九号から二十一号まで

福井県吉田郡永平寺町京善

四五字押谷　五番　十号及び十一号

五〇番　八号及び九号

五一番二　七号

五四番　六号

五五番　四号及び五号

五七番　二号及び三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

切谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県吉田郡永平寺町市野々

五〇字北平　一八番一から一八番三まで

一九番一から一九番三まで

二〇番から二三番まで

二四番一及び二四番二

二五番から二八番まで

二九番一及び二九番二

三〇番一及び三〇番二

三一番

三二番一から三二番三まで

五三字勝茶ケ谷　二一番及び二二番

二三番一及び二三番二

二四番一及び二四番二

二五番一及び二五番二

二六番から二八番まで

二九番一及び二九番二

三〇番から三四番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県吉田郡永平寺町市野々

八字亟ノ越　一六番一　一号

九番　十八号

二〇番　十九号

九字松ノ尾　一番　十四号

六番　十五号

二八番　十七号

二番　四号

一〇字鱗谷　二番一・二番二　五号、六号及び十六号

五三字勝茶ケ谷　五番　七号

一一番　八号

一五番　十三号

二〇番　十二号

二一番　十号及び十一号

二三番一　九号

五四字鱗谷　一番　三号

五五字一ノ谷　一番　二号

**○国土交通省告示第千百四十九号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

夜ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第千二百十五号で指定した土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡串本町二色

字夜ケ谷口　一二四番　一号及び十七号

一二九番　二号

一一七番　三号

一一六番　四号及び十四号

一二六番　十五号

一二八番　十六号

六五五番一　五号から七号まで

六五五番　八号

六五三番　九号及び十号

六五四番　十一号から十三号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桧杖谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第三百七十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県新宮市南檜杖

字口柿谷　三九〇番三　一号

四〇九番　四号及び五号

四〇七番一　六号から九号まで及び十七号から十九号まで

字柿谷　四〇五番　十五号及び十六号

六二〇番一　二号

六二一番一　三号及び十号から十四号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大休場谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千三百四十二号で指定した土地の区域を除く。）

和歌山県新宮市熊野川町上長井

字踊嶋口　四七一番　一号から三号まで

四七五番　八号

四七四番一　九号及び二十号から二十二号まで

字踊嶋谷　四七七番　四号から七号まで

和歌山県新宮市熊野川町西

字幕ケ谷　二七六番一　十号及び十一号

二七二番二　十二号

二六六番四　十三号

二六六番一〇　十四号から十七号まで

二七二番一　十八号及び十九号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮本谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十一年建設省告示第千八百五号で指定した土地の区域を除く。）

和歌山県有田郡有田川町大字沼

字前川　一五二番一　一号

一五二番　二号

一五五番一　三号

一四九番　四号及び五号